

みちのくノルディックウォーキングネットワーク

規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、みちのくノルディックウォーキングネットワークと称する。
また、本会の略称はMN-netとする。

(事務所)

第2条 本会の所在地を代表宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、東北各地のノルディックウォーキングサークルやノルディックウォーキングを取り入れている団体及び個人が連携し、ノルディックウォーキングの普及振興を行うことによって、健康増進と会員相互の親睦を図り、合わせて地域づくり、仲間づくりに貢献することを目的とする。

(活動・事業内容)

第4条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) ノルディックウォーキング体験会の開催
- (2) ノルディックウォーキングイベント等の開催・参加・広報活動
- (3) ノルディックウォーキングに関わる講習会・研修会の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動・事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業を推進する個人
- (2) 賛助会員
本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業に協賛・協力する個人及び団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、本会が別に定める様式により申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡又は本会が解散した時
- (3) 会費を引き続き1年以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、本会が別に定める退会届を代表に提出することによって、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令又はこの規約に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない

第4章 組織と職務

(組織)

第12条 本会は、次の役員を置く

- (1) 理事 6人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 本会は必要に応じ、顧問及び参与を置くことができる。

3 理事のうち、1人を代表、2人を副代表とする。

(選任方法)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 代表、副代表は理事の互選とする。

(職務)

- 第14条 (1) 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、この規約に定めるもののほか、総会から委任された事項を議決し執行する。
- (4) 監事は、本会の活動及び会計を監査し、法令並びに規約に定める規則に違反する事態を未然に防止するとともに、不適切なことを発見した時は、代表及び副代表に報告する義務を負う。

(任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会議

(会議)

- 第16条 本会の会議は、総会、および理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第17条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第18条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 事業計画及び活動予算
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 規約の変更
- (5) 解散
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第19条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、

若しくは報告を受ける必要がある場合に、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第20条 総会は、代表が招集する。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、代表もしくは代表が指名した者がこれに当たる。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。
ただし、出席できない会員は、委任状をもって出席したものとみなす。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権)

第24条 各会員の表決権は、平等のものとする。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が選任した議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

(理事会)

第26条 本会における総会、決算、事業計画等に関する重要な業務執行を決定し監督する機関として理事会を設置する。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の開催)

第28条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表に招集の請求があったとき
- (3) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、るために監事による招集の請求があったとき

(理事会の機能)

第29条 理事会は、この規約に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の除名に関する事項
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第30条 理事会は、代表が招集する。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第33条 理事会に付議された事項は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を持って決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(関係者の出席)

第34条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求め、その意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び議長が選任した議事録署名人が記名、押印しなければならない。

(議事録の配布)

第36条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(事務局)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生まれる収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、理事会の承認の下に総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告書、決算報告書等に関する書類は、代表が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認の下に総会の議決を経なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第42条 この規約は、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(細則)

第44条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1. この規則は、本会の設立の日から施行する。

2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	高橋	英子
副代表	眞山	むつ美
副代表	藤江	正彬
理事	遠藤	素子
理事	鈴木	邦明
理事	鈴木	玲子
理事	高橋	政行
理事	山下	敏明
理事	遊佐	亨
監事	飯沼	一字
監事	佐藤	俊一

3. 本会の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月末日までとする。